

新潟州構想検討連絡調整会議開催要綱

（目的）

第1条 新潟州構想の具体化に向け、新潟県と新潟市との課題解決に関する協議を行うため、新潟州構想検討連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 連絡調整会議は、新潟県と新潟市との課題解決、今後の検討体制のあり方及びその他課題解決に必要な事項について検討する。

（組織）

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げるメンバーをもって構成する。ただし、第1条の目的を達成するため、必要に応じてメンバーを変更することができる。

2 連絡調整会議は、メンバー以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（議長）

第4条 連絡調整会議に議長をおく。

2 議長は会議開催の都度、メンバーの中から選出する。

3 議長は、連絡調整会議の進行を務める。

（事務局）

第5条 連絡調整会議の事務局は、新潟県知事政策局及び新潟市地域・魅力創造部に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、新潟県及び新潟市が協議して定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年2月17日から施行する。

(別表)

新潟州構想検討連絡調整会議 メンバー

新潟県	新潟市
知事政策局長	地域・魅力創造部長
福祉保健部長	保健衛生部長
土木部長	建築部長
県民生活・環境部長	文化観光・スポーツ部長
防災局長	消防局長
産業労働観光部長	経済・国際部長

(敬称略・順不同)